

(別記様式 1)

特定間伐等促進計画

千葉県 勝浦市

令和 5 年 8 月

1 特定間伐等促進計画の目標

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第4条第1項の規定により定められた県の基本方針によると、令和3年度から令和12年度までの10年間の県下の特定間伐等の実施の促進の目標として、15,400ha（年平均1,540ha）の間伐等の実施を掲げている。

県の基本方針や本市の間伐の実施状況を勘案して、令和5年度から令和12年度までの8カ年間で764ha（年平均95ha）の間伐を行うことを、勝浦市特定間伐等促進計画の目標とする。また、伐採後の確実な再造林を含めた造林の実施を促進する。

2 特定間伐等促進計画の区域

県の基本方針に定められた、特定間伐等の実施を促進するための措置を講ずべき区域の基準に従い、本市の特定間伐等促進計画の区域の範囲を別図のとおりとする。

注1）国土地理院1／25000地形図相当又は1／5000森林基本図の図面に図示する。

注2）特定間伐等促進計画の区域としては、特定間伐等の事業を実施する区域だけでなく、基本方針において示された考え方に即して、特定間伐等を実施することが適当と認められる区域を幅広く設定することとし、地形図等を用いて当該区域の概略を示す。

(1) 間伐

※ 枚数が多くなる場合は、別紙として可。以下の(2)～(6)も同じ。
※ 間伐を実施する森林の現況の適用欄には、保安林の指定及び森林経営計画又は森林施業計画の認定状況を記載する。
※ 間伐と一体的に実施する他の作業種については、備考欄に記載する。

[illegible]

※ 天然更新による造林において、天然更新補助作業がある場合は、補助作業の内容を備考欄に記載する。

※ 造林後に実施する下刈りについては、下刈りの面積を備考欄に記載する。また、既に植栽済みの箇所において下刈りを実施する場合は、事業実施年度、所在場所、造林の内容(植栽時期を除く。)及び対図番号又は林小班名の欄に当該植栽に係る当該事項を括弧書きで記載する。

(3) その他間伐及び造林に関する事項

事業 実施主体	事業 実施 年度	所在場所		内容	交付金 希望	備 考
		都道府県	市町村 (郡)			

※ 普及活動等ソフト的取組に関する事項を記載。

(4) 作業路網

[illegible]

(5) その他施設

[illegible]

※ 土場、植栽時に設置するシカ防止ネット等の施設の設置等を記載する。

(6) 事業実施箇所

(国土地理院1/25000地形図相当の図面又は1/5000森林基本図に図示)

- ・ 特定間伐等促進計画の区域を図示した上で事業実施箇所を図示
- ・ 対図番号又は林小班を標示

4 特定植栽促進区域

該当なし

5 特定植栽事業の実施方法

該当なし

6 特定植栽事業の実施の促進のための方策

該当なし

7 森林経営計画等に基づく森林施業、森林施業の共同化等の推進

(1) 森林経営計画の作成及びこれに基づく間伐等の森林施業の推進並びに提案型施業の実施の推進に関すること。

森林所有者の森林経営意欲が低位に留まっているため、森林所有者に代わって、意欲と能力のある林業事業体が主体的・継続的に森林経営を行えるよう、森林経営の受委託を推進します。

特に、生産間伐等を実施する区域内にあっては、施業の方針や内容、実施した場合の収支等を明示した分かりやすい提案書を提示して働きかける提案型集約化施業を推進します。

(2) 施業の集約化に必要な森林情報の収集、境界の確認、森林所有者等の合意形成等の活動の推進に関すること。

町は、森林所有者等に対し、施業の集約化へ向けた説明会の開催、森林情報の提供などの普及啓発活動を行うこととします。

8 路網の整備の推進、間伐等の効率化・低コスト化の推進

(1) 路網の整備の推進に関すること。

作業路網の開設にあたっては、傾斜等の自然条件、木材集材・搬出の作業効率等、地域の特性に応じて、林道、林業専用道及び森林作業道を適切に組み合わせた整備に努めます。

また、森林の利用形態や地形・地質に応じ、丈夫で簡易な規格・構造を柔軟に選択するとともに、森林施業の優先順位に応じた整備となるよう努めます。

(2) 高性能林業機械等を活用した低コストで高効率な作業システムの整備、普及及び定着に関すること。

生産性の向上と労働強度を軽減するために、林内路網整備状況、地形及び樹種等に適応した高性能林業機械を導入することにより、低コスト作業システムを確立することが重要であり、では、低コストで効率的な作業システムの整備・導入を支援し、低コスト林業を推進します。

(3) コンテナ苗の活用等による造林・保育の低コスト化の推進に関すること。

造林・保育の低コスト化を推進するためには、植栽適期が長く植栽作業が容易なコンテナ苗の活用や地拵えから植栽までを一貫で行う一貫作業システムの導入等を推進します。

9 間伐材の利用の推進

(1) 間伐材の供給及び利用に携わる関係者間の合意形成の構築の推進に関すること。

地域産材の利用拡大に向けて、町内の素材生産・製材業者等と協働し、公共建築物をはじめ、民間公共施設、事業所等へ情報提供するなど需要を喚起していきます。

(2) 長期的な木材需給に係る協定の締結等による間伐材の安定供給体制の構築の推進に関すること。

林業事業者、木材製造業者、その他関係者に対して、相互に連絡を図りながら、木材の利用の促進及び適切な供給に努めます。また、公共建築物等における地域産材の積極的な使用を働きかけ、町民等へPRすることにより長期的な木材需要の拡大に努めます。

10 人材の育成・確保等

(1) 間伐や路網作設等を適切に行える現場技能者等及び林業事業体の育成確保に関すること。

森林施業の共同化等を通じて合理化を進め、林業事業体においては、高性能林業機械の導入により、作業の効率化、生産コストの低減が図れるよう支援します。

(2) 林業事業体に対する経営手法・技術の普及指導等に関すること。

森林施業の中核的役割を果たす林業事業体を育成強化するため、作業員の技術・技能の向上を促進するとともに、関係機関の指導を得て、経営指導、技術研修会、講習会等の開催を支援します。

また、林業事業体と行政が一体となり森林整備補助事業制度を活用することにより、森林施業の拡大を図り、事業の計画的・安定的な運営となるよう推進します。